新旧対照表

岡山県農業近代化資金制度運営要綱（昭和５０年８月２０日付け農経第５５９号農林部長通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和３年４月１日から適用する。

改　正　後	現　行
岡山県農業近代化資金制度運営要綱 農　林　部　長　通　知 制　定　昭和50年８月20日付け農経第 559号 最終改正　令和３年４月１日付け組　第　69号 第１　（略） 第２　農業近代化資金の内容 （略） １　〈略〉 ２　貸付対象者 県が利子補給を行う近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、経営意欲と能力がある農業を営む者で単なる生産者ではない経営者等であって、次に掲げる者とする。 （１）　国ガイドライン資金 ア　農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 (ｱ)（ｲ）　〈略〉 (ｳ)次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のａ、ｂ及びｄに掲げる要件を満たす者を含む。） ａ～ｄ　〈略〉 (ｴ)～(ｷ)　（略） イ　～　エ　（略） ３　（略） ４　資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。 (1)　国ガイドライン資金 ア　２の(1)のアに掲げる者に対する貸付け (ｱ)　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。）の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 (ｲ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　長期運転資金 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ｃからｅ	**岡山県農業近代化資金制度運営要綱** 農　林　部　長　通　知 制　定　昭和50年８月20日付け農経第 559号 最終改正　令和２年４月１日付け組　第　31号 第１　（略） 第２　農業近代化資金の内容 （略） １　〈略〉 ２　貸付対象者 県が利子補給を行う近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、経営意欲と能力がある農業を営む者で単なる生産者ではない経営者等であって、次に掲げる者とする。 （１）　国ガイドライン資金 ア　農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 (ｱ)（ｲ）　〈略〉 (ｳ)次に掲げる要件の全てを満たす農業者 ａ～ｄ　〈略〉 (ｴ)～(ｷ)　（略） イ　～　エ　（略） ３　（略） ４　資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。 (1)　国ガイドライン資金 ア　２の(1)のアに掲げる者に対する貸付け (ｱ)　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。）の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条〈昭和27年法律第229号〉第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸し付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 (ｲ)～(ｴ)　（略） (ｵ)　長期運転資金 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（cからｇま

改　　正　　後	現　　行
まで及びｇに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、ｆに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、ｈに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。） ａ～ｈ　〈略〉 (ｶ) 大臣特認資金 ａ　〈略〉 ｂ　次の(a)又は(b)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金 （ａ）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合 ①　（略） ②　その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。 ③～④　（略） （ｂ）　（略） ｃ　〈略〉 イ　（略） ５　貸付限度額　（略） ６　償還期限及び据置期間 近代化資金の償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。 (1)　国ガイドライン資金 ア　償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表に示す年数の範囲内で、国ガイドライン資金の融資を希望する者（以下「借入希望者」という。）の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。 ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令132号）第３条第１項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、次の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする。（ただし、令和４年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。） イ～エ　（略） (2)　（略）	でに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、ｈに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。） ａ～ｈ　〈略〉 (ｶ) 大臣特認資金 ａ　〈略〉 ｂ　次の(a)又は(b)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金 （ａ）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合 ①　（略） ②　その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。 ③～④　（略） （ｂ）　（略） ｃ　〈略〉 イ　（略） ５　貸付限度額　（略） ６　償還期限及び据置期間 近代化資金の償還期限及び据置期間は、次のとおりとする。 (1)　国ガイドライン資金 ア　償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次の表に示す年数の範囲内で、国ガイドライン資金の融資を希望する者（以下「借入希望者」という。）の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。 ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令132号）第３条第１項に規定する者にあっては、次の表の償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする。（ただし、令和３年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。） イ～エ　（略） (2)　（略）

改　　正　　後	現　　行
７～９　（略） １０　利子補給の措置等 (1)　～　(2)　（略） (3)　その他 認定農業者等が借り入れる国ガイドライン資金において、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年９月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいい、以下「長期金融協会」という。）が実施する利子助成については、利子助成事業実施要綱他に定めるところによる。第３　（略） １１　（略） 第３　（略）	７～９　（略） １０　利子補給の措置等 (1)　～　(2)　（略） (3)　その他 認定農業者等が借り入れる国ガイドライン資金において、公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和39年９月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人をいう（以下「長期金融協会」という。）が実施する利子助成については、利子助成事業実施要綱他に定めるところによる。第３　（略） １１　（略） 第３　（略）

附　則（令和３年４月１日付け組第69号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第111条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第３条第１項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第２の６の規定の適用については、なお従前の例による。

３　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

４　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。